

自衛官など募集

防衛省では、次のとおり 新型コロナウイルス
 自衛官などを募集し の影響により、受付期間
 ます。令和3年度の採用 や試験日などは変更
 人員については決定次 なる場合があります。
 第、自衛官募集ホーム 詳細は、問い合わせ
 ページなどで周知しま ださい。
 ずので、確認ください。



問い合わせ先

役場総務課危機管理係
 ☎(86)1111[直通]
 自衛隊鹿児島地方
 協力本部薩摩川内出張所
 ☎0996(22)2401

募集種目	募集資格		受付期間	一次試験期日
	海	空		
自衛官候補生	18歳以上33歳未満の者 (32歳の者は、採用予定月の末日 現在、33歳に達していない者)	18歳以上23歳未満の者 高卒者(見込含)または高専3年 次修了者(見込含む)	9月9日(木) まで	9月20日(月)
一般曹候補生	18歳以上33歳未満の者 (32歳の者は、採用予定月の末日 現在、33歳に達していない者)	18歳以上21歳未満の者 高卒者(見込含)または高専3年 次修了者(見込含む)	9月6日(月) まで	9月19日(日)
			年間を通じて 行っています	受付時にお知 らせします

森林の立木を伐採するときは届出を

立木を伐採するときは、
 事前に「伐採及び伐採後の
 造林の届け出書」造林完
 了後は「伐採及び伐採後の
 造林に係る森林の状況報
 告書」をそれぞれ提出す
 ことが森林法で義務付け
 られています。
 適切に伐採と造林を行
 い、健全で豊かな森林をつ
 くりましょう。

問い合わせ先

役場耕地林務課林務係
 ☎(86)1159[直通]

○対象者

森林所有者や立木を買い受
 けたかた

※立木を伐採するかたと伐採
 後の造林を行うかたが異なる
 場合は、共同で提出します。

○提出時期

伐採および伐採後の造林の
 届け出：伐採を始める90日から
 30日前まで

伐採および伐採後の造林に
 係る森林の状況報告：造林を完
 了した日から30日以内

○罰則内容

伐採および伐採後の造林の
 届け出：100万円以下の罰金
 (森林法第208条)

伐採および伐採後の造林に
 係る森林の状況報告：30万円以
 下の罰金(森林法第210条)

